

還付金詐欺にご注意ください

東通村内において7月14日、福祉課職員を名乗る人物から

「介護保険の還付金がある、期限は過ぎているので別の方で行う」

と言って、金融機関の番号や携帯電話の番号を聞き取り、近くの金融機関に誘導しようとする電話があつたとの情報提供がありました。



これは、医療費等の還付手続きのためにATMへ誘導して送金させる
還付金詐欺の疑いがあります。



還付金の請求は必ず文書を通して行われます。
ATMを操作すること、電話のみで還付手続きすることは
絶対にありません。

※ 不審な電話があった場合、村役場や最寄りの警察にご相談ください。
また、万一被害に遭った場合はすみやかに警察に届けてください。



<連絡先>

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ◇ 介護保険料について 東通村税務住民課 国民健康保険グループ | ☎ 0175-27-2111 |
| ◇ 介護保険給付について 東通村いきいき健康推進課 福祉ぬくもりグループ | ☎ 0175-28-5800 |

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登録申請について

～平成28年には青森県東部海区漁業調整委員会

委員一般選挙が予定されています～

海区漁業調整委員会の選挙人名簿は、選挙人からの申請に基づき、毎年9月1日現在で選挙資格を調査して登録することになっています。この名簿は、翌年の12月4日まで据え置かれ、その間に実施される海区漁業調整委員会に関する選挙の際に使用されます。

選挙資格のある方は、東通村選挙管理委員会に申請していただいた上で名簿に登録する必要がありますので、以下の事項に十分ご留意の上、申請書を提出されるようお願いします。申請書は、各部落事務所等を通じて配付致します。

今回申請をされない場合、来年予定されている青森県東部海区漁業調整委員会委員一般選挙において選挙権を有していても、投票することができませんので、十分にご注意ください。

1. 選挙権を有する人の範囲

(イ) 平成7年12月6日以前に出生した方で、東通村内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上*漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する人。ただし、海そう漁業については、漁船の使用を条件としません。

* 1年に90日以上とは、現実に沖に出た日だけでなく、漁具の手入れ等の準備作業、天候が悪く海に出られずに待機していた日なども含まれます。

(ロ) 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任後、前号に該当しなくなつたため選挙権を失った人（この場合に該当する人は、委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

2. 申請の日付 平成27年9月1日現在

3. 申請の期間 平成27年9月1日から9月4日（5日が土曜日のため4日まで）

＜問合せ先＞ 東通村選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 27-2111